

秋田県教育委員会告示第4号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第26条第1項の規定により、次の無形の民俗文化財を秋田県指定無形民俗文化財に指定する。

令和8年3月31日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

名 称	所在地	保護団体
役内番楽	湯沢市秋ノ宮字内城	役内番楽保存会

秋田県教育委員会告示第5号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の記念物を秋田県指定史跡に指定する。

令和8年3月31日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

名 称	所在地	所有者
山王森方角石	にかほ市三森字浜田211の内、259-1の内	個人、にかほ市平沢財産区

秋田県教育委員会告示第6号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の記念物を秋田県指定天然記念物に指定する。

令和8年3月31日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

名 称	所在地	所有者
鵜ノ崎のクジラ化石を含むコンクリーション群及び産地	男鹿市船川港台島鵜ノ崎地先	国（国土交通省）